

飼養衛生管理基準が改正されました！



国内外での家畜伝染病の流行を踏まえ、
全畜種での衛生管理の強化を図るため、
牛の飼養衛生管理基準が見直されました。
基準を確認し、衛生管理の点検をお願いします。



☆新たな基準では意義や具体的な対策を明らかにするため、従来の基準を

I 家畜防疫に関する基本的事項

II 衛生管理区域への病原体の侵入防止

III 同区域内での病原体による汚染拡大防止

IV 同区域外への病原体の拡散防止

の4つの体系に整理され、それぞれの体系について、防除対象とする病原体の種類
(人、物品、野生動物、飼養環境、家畜)ごとに項目が分類されました。

【主な改正ポイント】 (一部を除き令和2年10月1日施行)

- 家畜の所有者は衛生管理に責任を持つことが明記され、「衛生管理者」を定めることや、今後「衛生管理マニュアル」を整理することとされました。
- 家畜疾病の防疫に重要な、衛生管理区域を設定して、区域内に「入れない」、
「区域内で拡げない」、「持ち出さない」の3体系に分類し、それぞれに
基準が設けられました。
- 主な新設項目は、下記のとおりです。

- ・ 飼養衛生管理者の設置と責任について
- ・ 飼養衛生管理マニュアルの作成と取組(令和4年2月施行)
- ・ 家畜伝染病の発生による放牧制限に備えた準備措置(令和3年10月施行)
- ・ 衛生管理区域専用の長靴、衣類の準備と使用
- ・ 車両の消毒装置の設置と使用
- ・ 衛生管理区域内での愛玩動物の飼養禁止
- ・ 衛生管理区域内の除草、整理整頓、敷地の消毒



飼
養
衛
生
管
理



飼養衛生管理区域内
では飼えないよ



牛、水牛、鹿、めん羊、山羊の基準の概要

① 家畜の所有者の責務を新設（Ⅰ－１）

家畜の所有者は、飼養衛生管理者を選任（農場主可）のうえ、同管理者は最新情報の把握に努め、防疫に関する責任を持ち、発生予防とまん延防止に努めること。

② 飼養衛生管理に係るマニュアル作成並びに

従業員及び関係者への周知徹底を新設（Ⅰ－３）

飼養衛生に関する10項目を含む管理マニュアルを作成し、農場のルールを従業員全員が取り組み、農場関係者にも周知すること。（令和4年2月施行）

③ 放牧制限の準備について新設（Ⅰ－９）

口蹄疫等の家畜伝染病の発生による放牧制限に備え、避難用設備の確保（簡易柵やビニルハウス）、出荷または移動のための準備をしておくこと。（令和3年10月施行）

④ 愛玩動物の飼養禁止を新設（Ⅰ－11）

共通の家畜伝染病を予防するため、猫等の愛玩動物を飼養衛生管理区域内で飼育できないこと。

⑤ 更衣及び車両の乗降の際の交差汚染防止措置を追加（Ⅱ－16、17）

衛生管理区域専用の衣服・長靴を準備して使用すること、出入口に車両消毒設備を設置し、出入りともに消毒すること。

⑥ わずみ及び害虫の駆除について新設（Ⅲ－29）

殺そ剤・殺虫剤の散布や粘着シートを設置すること。

⑦ 衛生管理区域内の整理整頓及び消毒の新設（Ⅲ－30）

不要資材の処分、除草、整理整頓、敷地の消毒をすること。

詳しい内容については、農林水産省ホームページをご覧ください！

飼養衛生管理基準

検索

https://www.maff.go.jp/j/syouan/douei/katiku_yobo/k_shiyou/

